



中核市へのワンステップ ～ 特例市指定に向けて～

特例市ってどんな制度？

今日、地方自治体が直面する多くの課題に的確に対応していくには、それぞれの自治体が主体性を持ったまちづくりを進めることが一層重要になってきています。こうした中で、今年四月一日に地方分権一括法が施行され、新たに「特例市」という都市制度が設けられました。市では、地方分権を推進し、自主的で自立的なまちづくりを目指して、この特例市の第一次指定を受ける準備を進めています。

次指定を受けられるよう、準備を進めているところです。

中核市・政令指定都市 との違いは？

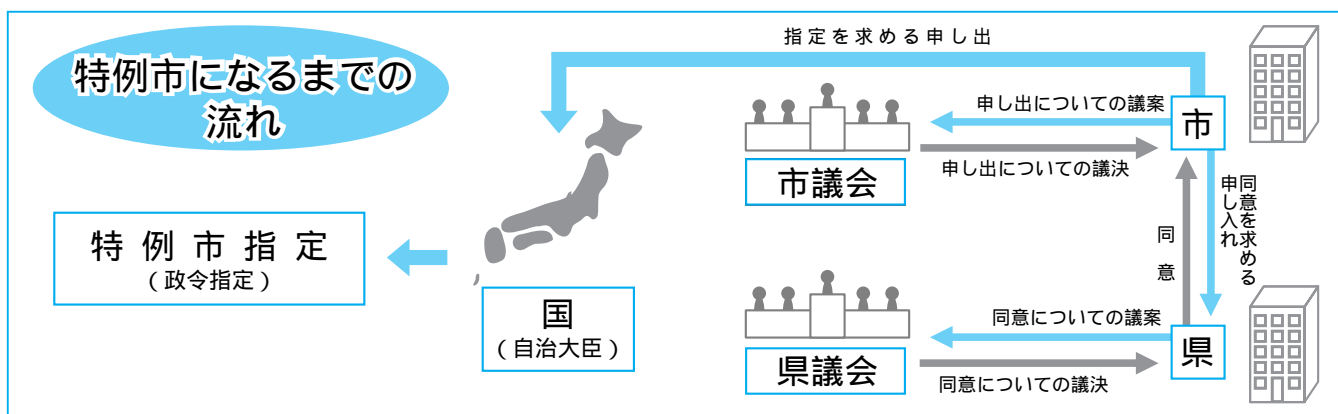
今年四月一日に改正された地方自治法のもとでは、都市制度は政令指定都市、中核市、特例市、一般市の四つに分けられます。

政令指定都市は、総合的に大都市行政ができるように認められた制度で、人口がおおむね百万人以上の市が対象となり、現在、名古屋市、大阪市など十二市が指定されています。

中核市は、政令指定都市に次いで、大きな事務権限が与えられた制度で、人口三十万人以上かつ面積百平方キロメートル以上の都市が対象になり、現在、熊本市、堺市など二十五市が指定されています。

今回、さらに地方分権を推進するために、地方分権一括法が施行され、第三の都市制度として人口二十万人以上の市に対して一定の事務権限を一括して移譲する特例市制度が新たに創設されました。本市はこの第一

特例市は、保健所事務および民生関係の事務を除けば、都市計画や環境保全に関する権限が中核市とほぼ同じで、地域の実情にあった行政サービスを行うことが可能になります。



特例市となるための 手続きは？

特例市となるためには、まず市議会で、特例市申し出についての議決を得ることが必要ですが、市では市議会五月臨時会においてこの議決を得ています。次に都道府県議会の、特例市申し出についての同意の議決に基づき三重県知事の同意を得た上で、市から自治大臣へ指定の申し出をし、政令の指定によって特例市とすることが出来ます。

特例市になると どう変わるの？

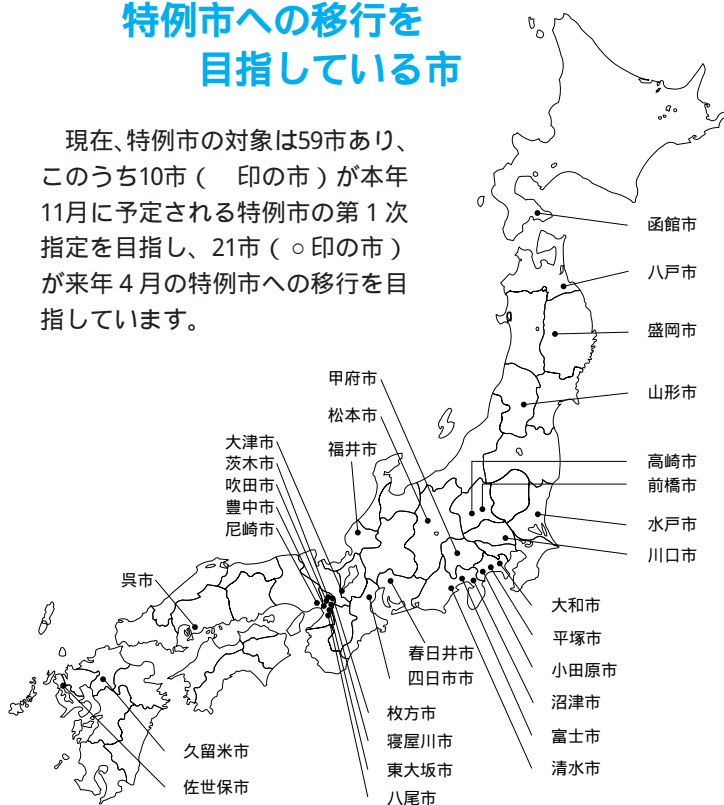
特例市になることによって、本市には新たに、都市計画関係のまちづくりに関する権限、生活環境にかかわりの深い騒音・悪臭・振動の規制に関する権限など、約七十八の事務権限が本市に移されます。

市では、自主的なまちづくりを行うために、これまでも地方分権を積極的に進め、特例市制度とは別に三重県からこれらの権限の一部を受けてきました。さらに、特例市としての新たな権限を持つことで、まちづくりや環境保全などの市民の生活に密着した行政サービスを、本市の実情に合わせて、より迅速かつきめ細かく行うことができるようになります。

また、現在の都市制度から、政令指定都市、中核市そして特例市とい

平成13年4月までに 特例市への移行を 目指している市

現在、特例市の対象は59市あり、このうち10市（印の市）が本年11月に予定される特例市の第1次指定を目指し、21市（○印の市）が来年4月の特例市への移行を目指しています。



った形で、都市のランク付けがなされることあります。本市が特例市になることによって、本市の知名度やイメージの向上、交流人口の増加や地域経済への波及効果が期待できるとともに、もう1ランク上の中核市を目指すためのステップとなります。なお、このたび特例市に移行することによって増加する事務については、地方交付税の財源措置が見込まれるため、市財政への影響はないと考えられます。

の核となる都市制度です。しかし、特例市となり多くの権限を活用して特色と魅力のあるまちづくりを行うには、市民と行政が一体となって地域のことは地域で考え、地域で決める」といった「自己決定、自己責任」の確立が大切です。市では、特例市となることで、分権先進都市としての責任を自覚するとともに、職員の意識改革を行い、市民の皆さんとともにまちづくりを進めていきたいと考えています。

**特例市についてのお問い合わせは、
政策課（☎54,8112）へ。**